2022.6.25 第**86号** 

# 家庭問題情報誌

編集・発行 公益社団法人 家庭問題情報センター PHONE/03-3971-3741



《目 次》

令和家族考86《非行からの立ち直りを支えるものとは一非行から離脱した人のライフストーリーから一》1-3頁 アラカルト86《コロナ禍における当事者支援 I 一面会交流支援一》4-5頁 海外トピックス86《アタッチメント理論から見た離婚問題》6-7頁

# ◆令和家族考 86

# 非行からの立ち直りを支えるものとは

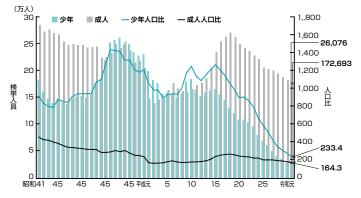
― 非行から離脱した人のライフストーリーから ―

大阪経済大学人間科学部教授 坂野剛崇(当法人の会員)

近年、非行による検挙人員は減少し続けています。しかし、その一方で、再非行者率(過去に検挙歴のある人が 検挙人員に占める比率)は、最近若干下がったとはいえ、高止まりが続いています。

我が国では、平成28年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、再犯の防止等に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。非行からの立ち直りとは何か。また、そのための支援とは何か。本稿では、非行からの離脱のプロセスに関する研究から、非行少年の更生支援について考えていきます。

# 図 1 成人・少年による刑法犯 検挙人員・人口比

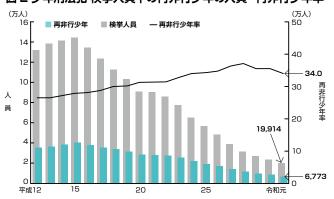


# 少年非行の今

3万2,063人。これは、令和2年刑法犯として検挙された非行少年人員数で、最近最も多かった平成15年の20万3,684人の15.7パーセントになっています。母数となる14歳以上20歳未満の者の数が減少しているため減るのは当然ですが、人口比も平成15年は人口1,000人当たり12.7人だったのが、令和2年は2.0人と激減しています。

こうした中、少年非行を巡って問題となっているのが再

## 図 2 少年刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率



非行です。令和2年に検挙された少年のうち過去に検挙されたことのある者は6,068人で、総人員数の減少に伴って減っていますが、その比率は34.7パーセントと最近数年、若干の減少がみられるものの、平成9年から上昇して高止まりの状態にあります。また、少年院を退院した少年の退院後5年以内の少年院再入所者や刑務所入所者は



この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

21.6パーセントで、最近10年間はわずかに減少しているもの、ほぼ横ばいとなっています。

再非行防止のための指導や教育の端緒となる非行の原因については、非行のメカニズムの解明として取り組まれ、研究も積み重ねられてきています。他方、非行からの離脱に関する研究はまだまだ少ないといえます。

筆者は、かつて非行があったが、今は非行と無縁の生活をしているという人からライフストーリーを聴き取る方法で研究を行っています。本稿では、その中のお二人の話から、非行からの立ち直り支援について考えてみたいと思います。

# Aさん(50歳代、男性)の場合

Aさんは、配偶者と2人暮らしの会社員です。10代の頃、 生まれ育った地方都市で不良仲間と起こした傷害事件で 保護観察に付されました。

中学時、部活動で顧問の先生を信頼できなくなる出来事があり、部への不適応感を抱いて自棄的になりました。地元の暴走族に入り、仲間とともにバイクの部品を盗んだり、敵対する暴走族と喧嘩をしたりする毎日だったと言います。また、仲間が手に入れてきた違法薬物を乱用することもありました。ただ、当時Aさんは、「不良文化に魅力を感じていたが、他方では虚しさを常に抱えていた。また、将来への不安と無力感、一般社会には戻れないという諦めの気持ちもあり、仲間や自分がしていることに距離を置いていたところもあった」と言います。

Aさんは、中学卒業後定時制高校に進学しました。在学中、親族の紹介で勤務した会社で、これまでと異なる社会-商取引の現場ーに遭遇し、その活気に魅了されました。と同時に、自分の力のなさを実感して勉強の必要性を認め、学業に取り組むようになりました。その後、それまで2回繰り返していた留年から脱却して進級も果たし、自分の力に手応えを感じるようになりました。また、「非行の世界から一般社会に戻れるかも知れない」という希望も抱くようになりました。ただ、同時に、他の一般社会の人に追いつけないのではないかという不安も常にあったとも話しました。

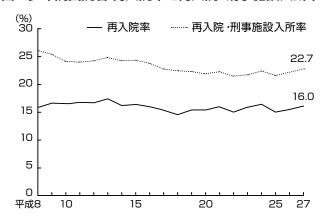
その後、周囲に対する気後れが消えないものの、大学 進学、就職を経て一般社会の社会人として普通に生活して いけるという自信を持てるようになり、現在に至っていま す。最近は、かつての自分と同じ境遇にある子どもたちを 支援したいという「恩送り」の気持ちから、社会に適応で きない青少年等への支援活動を行っています。

今の生活についてAさんは、「ここまで信頼して支えてくれた人の期待を裏切りたくない気持ちもあって続けられている」と話しました。

## Bさん(40歳代、女性)の場合

Bさんは、2度の結婚と離婚を経て、現在、会社員とし

#### 図3 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率



て働きながら子ども3人と暮らしています。中学時から不良交友がみられ、女子暴走族でも活動し、傷害の罪で少年院に送致されました。出院後も違法薬物の使用で逮捕され、在宅試験観察の後、保護観察に付されました。

Bさんは、母子家庭で3人姉妹の末子でした。年の離れた姉二人が家を出たため、小学3年からは母と二人暮らしでした。母は夜間仕事に出ており、Bさんは、夜、家で独りぼっちで過ごす毎日でした。Bさんは、それが怖くて早く布団に入り、母が帰ってきている朝を待つことが多かったと言います。また、「今考えると、それが『寂しい』とか『孤独』といった感情だったとわかるが、当時は、それがわからなかった」と話しました。

Bさんは、中学入学後、当時流行していた漫画の影響もあって、地元の女子暴走族に入りました。「暴走族はやりがいと生きがいが全部そこにあった」と言い、認めてくれる仲間のいる居心地のいい大事な場所を守るため、「しっかりと」活動していました。Bさんの傷害事件-暴走族間の抗争-もそのためでした。

この事件で少年院に入所したBさんは退所後すぐに仲間のところに戻りました。しかし、すでに破門にされており、「独りぼっちになってどうやって生きていっていいかわからなくなってつらかった」とのことでした。ちょうどその頃、幼馴染みに誘われ違法薬物に手を出しました。それが理由で少年鑑別所に収容されました。そして、入所中妊娠が発覚しました。面会に訪れた母からお腹の子を大事にしないことについてこっぴどく叱られたと言います。Bさんは「自分しか守れない命に何てことをしてしまったのか」と後悔し、「初めて変わりたいと思った」と言います。少年院仮退院中の再犯でしたが、試験観察を経て保護観察に付され、非行と離れ、姉の紹介の洋品店で働くようになりました。

# 非行への没入・非行からの離脱

Aさんは信頼していた顧問教諭への不信から部活動を離れたこと、Bさんは一人で家にいるのを避けたことを契機に非行化が始まりました。Aさんにとっての部活動、B

さんにとっての家庭は、自分を受け入れてくれ、認めてくれる大切な場所でした。二人ともそれを失い、仲間との交友がそれに代わる新しい場所となったのです。新しい場所で仲間とのつながりを深め、そこが居心地のいい場所になるよう懸命になりました。二人とも「本来の居場所の喪失」が非行への没入をもたらしたといえます。

また、非行の入り口に立った当初、Aさんは自暴自棄になったと言い、Bさんは、自分が感じているのが「寂しい」というものだったとはわからなかったと言います。二人とも当時、自分の心の中にあった収まりの悪い、何とも言いようのないモヤモヤとするだけの感情の塊として感じていたといえます。そして、不良交友や非行行為は、こうした感情を紛らわすものであり、行動化であったといえるでしょう。

ただ、Aさんは、それが仮の場所であるという気持ちがあり、自分の現状に違和感を持ち続けていたようです。その後、Aさんは本当に没入できる場と思える就職先と出会いました。それからAさんは、仕事へと、そして、自分の目標へと邁進していきました。Bさんは、暴走族という場でも裏切られ、再び居場所をなくしました。そして、その喪失感から違法薬物に手を出しました。どん底といってもいいくらいです。しかし、そこで見出された転機は自身の妊娠でした。新しい命のため、自分にしか出来ないことのために変わることを決意したのでした。

二人とも自分の果たす役割、役割を果たすべき新たな場所を見つけたことが非行からの離脱へつながっていったといえるでしょう。

# 非行からの立ち直りを支えるものとは

# (1) 居場所

Aさん、Bさんの話から、非行への没入も、非行からの離脱も「居場所」がキーワードになるように思います。この場合、居場所とは、単に衣食住を満たす場所のことではありません。時間と空間を共有して、他者とのつながりを感じられる居心地のよさが普通にあり、また、自分がそこにいることを認めてもらえている感覚のある他者との関係があることです。二人ともそれを求めて非行に走り、非行から離脱したのもそれがあったからといえます。非行からの立ち直りを支援するということの一つは、こうした「居場所」を作り、居場所であり続けることなのかも知れません。

この居場所は、Aさん、Bさんが自ら獲得したものです。ただし、当然ですが、Aさん、Bさんを認め、受け入れてくれる可能性を持つ場所があった=人がいたからこそ出来たことでもあります。昨今、それが難しくなっているようにも思います。冒頭で触れたように、非行少年の人員は減っています。非行のある少年は、以前から多い訳ではありませんが、昨今、非行少年のマイノリティ化が一層進

んでいるといえます。そして、それに伴い非行少年を視る世間の目も変わってきているようです。筆者が20~60歳代800人に調査した非行少年のイメージに関する調査でも「こわい」、「うっとうしい」、「出来損ない」、「自分勝手」など、ネガティブなものが非常に多くみられました。また、同じ人物像でも「事件を起こして少年院に入っていたことがあった。」という情報が加わることで、その人物とのつき合い方の距離感は遠くなっていました。非行少年の親についても「ほったらかし(ネグレクト)」、「育て方が悪い」など、養育態度への非難のような言葉がみられました。これらはすべて、非行少年とその家族を自分とは距離のある世界の人たちと捉えていることを示していると理解できます。すなわち、非行少年は、その家族も含めて、異質なものとして捉えられ、排除されやすくなっているのです。

無知は偏見の基盤であり差別・排除につながります。差別は、無知から来る恐怖感が対象を遠ざけるという形で行う防衛の反応であり、非行少年を異質なものと遠ざける姿勢は、実情等を知らない、あるいは偏った情報による偏見から生じていると考えられます。非行という行為だけでなく、非行の背景を、非行をした少年を知るということが、社会全体が立ち直りを支援することの一歩になるかと思います。

# (2) 寄り添う心

非行があった当時の心境についてAさんは、自暴自棄であったと言い、Bさんは「寂しい、孤独という気持ちでいたことがわからなかった」と言います。AさんもBさんも、一人では整理できない感情があったために、それから目を反らし、紛らわせるために仲間と過ごし、非行にもつながっていったという側面が小さくなかったといえます。もしこの時、彼/彼女の思いに寄り添い、思いを受け止めてくれる大人がいたなら、無為な行動化は不要だったかも知れません。

支援者は、なぜ非行が起きたのかと、非行の原因を探ります。そのことは、更生支援としての指導や教育の端緒を探るという意味で意義があることではあります。しかし、客観性の名の下で、単に非行という行為や非行をした少年を外側から眺めて説明できたとしても、それだけでは支援につながりません。彼/彼女のまなざしの先に何が映っているのか、心に何を感じているのかを共有する、そしてそういう体験そのものを提供することが支援には不可欠といえるでしょう。

<sup>※</sup>事例の掲載について、倫理的配慮として、本人から口頭及び書面により承諾を得ているが、プライバシー保護のため、本質を損なわない限りにおいて改変している。

<sup>※</sup>図1~3: 令和3年版犯罪白書(法務省法務総合研究所編)他の 統計も「犯罪白書」による。

<sup>※</sup>本稿は、文部科学省による科学研究費助成(基盤研究C・課題番号18kO2137)による成果の一部である。

# コロナ禍における当事者支援 I

# 一面会交流支援一

2020年3月、WHOによる新型コロナウイルス感染症のパンデミックが宣言され、世界中が何度もの感染拡大の波に襲われています。次々と現れる変異株により、感染のスピード、重症化の怖れ等は異なるようですが、現在、世界中に暮らすほぼすべての人々にとって初めてのパンデミックであり、未だ先が見えない現在、不安や恐怖を拭い去ることができません。しかし、厳密にはひとりひとりの受け取り方は違い、コロナ禍の生活のあり方、人との接触の持ち方については、皆、考え方も対応も異なっていると言わざるを得ません。FPICの面会交流支援は、良好な愛着の形成を育むために、子どもが、親の離別により離れて生活する親と交流することを、父母の合意に基づいて支援するものですが、感染のリスクがある状況でどのように支援者を介した支援を実施するか、とても大きな課題を背負っています。以下、東京ファミリー相談室の支援の実際を中心にこの間の状況を紹介します。

# 1 2020年感染拡大当初から初めての緊急事態宣言 まで

この年の2月、日本国内にも新型コロナウイルスによる感染が拡がり、学校の休校措置が取られるようになりました。この頃から、面会交流の支援をしている父母から、不安の声が上がり始めました。

東京ファミリー相談室(以下「東京相談室」と言います。)の面会交流支援は、支援を受けることについて 父母の合意があることを前提条件として実施するのが 大原則です。したがって、最初に開始したときには両 親双方の合意があったとしても、新型コロナウイルス の感染拡大といったような当初予測できなかった状況 が拡がったことにより、一方の親からの支援実施の見 合わせの強い要請があった場合は、他方の親が実施を 望んでも、私たちの立場としては強いて実施を求める ことができません。FPICとしても経験したことのない 状況であるため、同居親の意向を面会親に丁寧に伝え て、実施を見合わせることについての理解を求めまし た。

2020年4月に、政府から初めての緊急事態宣言が出されました。これを受けて、FPICは、子ども、親、支援者の健康を守るという観点から、原則として支援を中止又は延期することとし、両親双方に了解を求めました。このFPICの方針に対して、最初のうちはおおむね両親双方に受け入れていただいていましたが、緊急事態宣言が延長されるなどして、中止や延期が度重なるようになると、特に面会親の我慢が高じて、その矛先が支援者に強く向けられるようになりました。

# 2 かるがも電話相談にみられる当事者の困惑

東京相談室は、2017年以降毎週火曜日・木曜日の午後、面会交流専門の電話相談を無料で実施しています。この「かるがも電話相談」は、緊急事態宣言中も継続しました。全国どこからでも気軽に電話で相談を受けられるので、多数の電話がかかってきます。2020年の緊急事態宣言中は、家庭裁判所の調停も中止となっていたため、そのことについての父母の不満や困惑の声が寄せられました。別居親は、夫婦関係調整や面会交流の調停により、面会交流の方法や条件を話し合っていたが調停が中止又は延期になり、面会交流実施の時期がますます遠のくことになったという不満を述べ、他方同居親は、調停がなくなったため、実施を急ぐ別居親から直接実施を迫られたり、別居親側代理人弁護士から書面が届いたりして困っているという訴えもありました。

また、既に面会交流を実施している父母からは、感染についての認識の違いにより、実施についての父母間の連絡が非難の応酬になってしまっているという相談も少なくありません。中には「面会親が感染していた時期があったのにもかかわらず、それを隠して面会交流を強行されたことが後でわかり、信頼できない」と言った同居親もありました。

# 3 面会交流支援の再開

2020年5月25日、第1回目の緊急事態宣言が解除 されました。東京相談室では、急遽、面会交流用の玩具・ ゲーム類を消毒し、非接触型体温計や消毒用品、換気 用品、事前相談時等のためのアクリル板等の用意をし、 マスク着用、手指の消毒・洗浄、3密を避けるための距離の確保、体調の確認、事後の感染判明時の連絡などについてのお願いをしたうえで、支援を再開しました。事務所での実施については、同時に支援するケースを少なくし、ケースとケースの間に換気と消毒のための時間を設けました。外部実施の際には、感染リスクを軽減するよう、場合によっては時間や交流場所を制限しながら慎重に実施しました。

また、支援者を介しての感染のリスク軽減のために、 双方に、受渡し型支援や連絡調整型支援への移行の 打診をしたケースもあり、実際に、移行が実現したケー ス、あるいは、自力実施となったケースもあります。

しかし、「学校が再開されたために、子どもたちに感染が再拡大しないか様子を見ていきたい」といった同居親も少なくありませんでした。また、両親の一方又は双方が医療従事者やエッセンシャルワーカーであるため、再開をためらう父母もありました。

さらに地域差も大きく、同居親と子どもが東京へ行くことも、東京から支援者や面会親が県境を越えて訪れることも感染のリスクが非常に高いという理由で、面会交流の再開を受け入れないケースもありました。 緊急事態宣言解除後、しばらくは落ち着いていた感染者数ですが、7月から8月には第2波と言われる再拡大となり、面会交流再開とならないままのケースも相当数ありました。

子どもたちの感染への思いもさまざまです。学校生活でもマスク着用、給食は黙食、音楽や体育等実技を伴う授業の制限、学校行事の制限や縮小が続き、不要不急の外出を避けるように指導されている子どもたちです。「電車に乗って遠いところへは行きたくない」、「同居家族・学校の友だち以外とは会いたくない」、「自分が感染したら周りからどういわれるか不安だ。学校にも行けなくなる」という子どもの声を、同居親が主張して再開できないケースがあります。また、子どもたちの移動に伴う感染のリスクを減らすため、近隣の公園等で交流するケースもありますが、住所を秘匿しているケースはもちろん、同居親・子の住居近隣での実施を嫌がるケースもあり、一時は、公園の遊具が使用禁止とされていたので、場所の選択にも苦労があります。

# 4 支援継続の努力と試み

2021年は、3度の緊急事態宣言発出があり、支援 の見合わせ、日程の延期、宣言解除後の再開というこ とを繰り返してきました。

長期間実施ができないケースについて、双方の合意 があれば、自分たちでのテレビ電話等リモートでの交 流の連絡調整をしたり、手紙やプレゼントのやりとり を仲介したこともありました。また、2020年末から コロナ対応を契機として試行的にオンライン面会交流 支援を補完的な支援方法として行っています。実施に ついては、双方に方法や時間、ルールについての確認 を取った上で、東京相談室がZoomミーティングを開 催し、オンラインで付添い支援や受渡し支援を行うと いうものです。親子の交流を会話だけで持続するのは 難しく、幼少の子どもにとっては緊張度も高まるので、 父母双方に画面越しでも子どもと一緒に楽しめる遊び を考えてもらい、手元に描画の道具、折り紙等を用意 してもらいます。中には、面会親がクイズ形式の企画 をし、同居親の了承の元に画面共有をして交流を図っ たこともありました。既に直接の交流が継続している ケースを対象として実施をしてきています。

しかし、オンライン面会交流は、直接に会う交流に とって代わるものとして置き換えられてしまうことへの 不安や、対面するより子どもの緊張や不安が予想され るとして、実施できないケースもあります。これに対し て、直接の交流の実施はできなくとも、定期的に連絡 を取り、子どもの成長の様子を伝えることである程度 の安心感を得ている面会親もあります。

#### 5 終わりに

面会交流は子どもが主人公であり、子どもの福祉を 最優先して実施するものですが、方法についても、硬 直的ではなく、子どもの意思、体調、生活状況のほか、 天候や社会状況、環境等により、柔軟な対応が欠かせ ません。支援において、子どもと父母の安全・健康に ついては十分に配慮されるべきですし、支援機関とし ては支援者から感染させること、支援者が感染するこ とも避けなければなりません。また、感染リスクが軽 減できる交流場所を確保することにも、支援機関とし ての限界があります。

コロナ禍で人と人との接触を減らすことを徹底しようとすれば交流は途切れがちとなります。できることを探して、親子の関係を途切れさせないように細々とでもつないでいくための支援として様々な工夫をしています。今後も非常に困難な状況が続きますが、子ども中心の面会交流の継続のために、状況に応じた柔軟な支援の在り方を模索していきます。

# アタッチメント理論からみた離婚問題

日本の、親が離婚した未成年の子どもの数は、少子化の影響や結婚、離婚の数自体が減っているため減少傾向ではありますが、2019年は205,972人でした。この中には、様々な事情により一方の親との交流が閉ざされる子どもたちもいます。FPICは、子どもが双方の親と良好で安定した愛着を形成することが大切と考え、面会交流の支援を行っています。今回は、アタッチメント理論から、離婚や、離婚の子どもへの影響を分析した研究を、会員の日本女子大学家政学部教授岡本吉生さんに紹介していただきます。

# 1 アタッチメント理論とは?

最初に、ごく簡単にアタッチメント理論について解 説します。アタッチメント(attachment)とは、ジョン・ ボウルビィによれば、危機的な状況において養育者 との関係で形成される、子どもの近接性に関する 傾性あるいは行動制御システムのことです(Bowlby, 1969; 1982)。1970年代に日本に紹介され、子 どもの精神的健康や健全な発達に及ぼす幼少期の 母子関係の重要性を強調した理論とされ、当初、精 神医学や発達心理学の分野でたいへん注目されまし た。しかしながら、このとき、アタッチメントに「愛着」 という日本語訳が当てはめられたことで、専門家で すらアタッチメントを母親から子どもへの思い入れと かやさしさといった誤った意味で受け取られることが ありました。アタッチメントの本来の意味はアタッチ (attach) つまり「くっつく」という近接性を表して いるだけのことですが、この単純な現象に非常に多 くの示唆が含まれています。

子どもは、見知らぬ人の接近や養育者の不在あるいは空腹などによって不安や生存の危機を感じると、 泣いたり養育者に近づいたりして不安であることを養育者に伝えます (アタッチメント行動)。そして、慰めを与えてくれる相手 (アタッチメント対象) にくっつき、不安や危機感が取り除かれると、平常な心理状態に戻ります。このような、危機場面に遭遇した時の子どもの定型的な行動パターンがアタッチメント・システムです。

養育者(アタッチメント対象)が子どもの表明する不安や不快感を敏感に察知し、子どもの不快感を和らげることができたら、子どもはアタッチメント対象を通して世界を「信頼できるもの」と確信するようになります(こうして内在化される心のモデルを「安定型」と言います)。そして、子どもはアタッチメント対象を安全な避難場所(safe haven)として活用し、アタッチメント対象は安心の基地(secure base)となります。しかし、子どもがいくら不安のシグナルを発しても養育者(アタッチメント対象)がそれに気

づかなかったり無視したり、さらには暴力などでシグナルを抑え込もうとすると、子どもはアタッチメント対象を通して世界を「信頼できないもの」と認知し、散発的に効果のあった不安のシグナルをひたすら出し続けるか(アンビヴァレント型)、不安の存在そのものを抑圧してしまいます(回避型)。

アタッチメント・システムのパターンは、子どもが 3歳を過ぎる頃には秩序化・体系化されますが、子 どもの不安のシグナルの表明に対してアタッチメント 対象が脅し (暴力や意図的な無視) で応じると、子 どもはくっつくことと離れることの両方のスイッチが一度に入ってしまい、でたらめな行動をとるようにな ります。これが無秩序型・無方向型<sup>注1</sup> (D型、恐れ型) と言われる心のモデルで、親から虐待を受けた子どもにしばしばみられます。

# 2 アタッチメント対象としての配偶者と葛藤

人は成長とともに様々な社会経験をしますが、その中で遭遇する親密な他者をアタッチメント対象とするようになります。そして、危機場面での経験を通してアタッチメント・システムのパターンを改編していきます。この改編に最も影響力がある重要な他者が配偶者です。Hazan and Shaver (1987)は夫婦(カップル)関係にアタッチメント理論が適用されることを見出し、以後、欧米では盛んに成人アタッチメントの研究が行われるようになりました。

アタッチメント理論からすると、離婚に至るプロセスは夫婦の片方または双方がパートナーにとって安心の基地とはなりえなかった結果であると仮定されます。夫婦間での意見の衝突、価値観の不一致、浮気、浪費、暴力、性格の不一致などは、いずれも夫婦間の非応答性、不在、脅しによる恐怖が優勢な状態です。

夫婦の中には関係修復の努力として常軌を逸した 行動(摂食障害、薬物依存、浮気)をとることがあ りますが、これらは相手からケアを引き出そうとする アタッチメントの不適切な試みである、とボウルビィ は述べています。これらの行為は結婚生活の継続を さらに困難にさせてしまいますが、関係修復が不可 能な夫婦というのは、往々にして解決努力が事態を さらに悪化させるようなやり取りをする傾向がありま す。このやり取りの悪循環にアタッチメントが組み込 まれているということです。

そして、そのような不適切な関係修復の試みをする背景に、その人物が過去に受けた(しばしばトラウマ的な)養育体験の存在が認められることがあります。その典型が見捨てられの脅し(不安のシグナルが養育者から意図的に無視される等)であるとボウルビィは主張しています。過去の不適切な養育パターンが夫婦関係においても容易に再現され、無意識のうちにパートナーに対して間違った理解や期待を向けてしまうのです。

過去へのとらわれから解放されるには、夫婦間でのオープンな話し合いや共感性の育成、激しい情動表出に対する耐性などが必要ですが、それを成し遂げるにはカウンセリング等の専門家の助けなしでは困難です。

# 3 離婚後の適応

離婚はパートナーとの別れであり、つまりはアタッチメント対象の喪失です。この喪失体験を夫婦がどのように乗り越えるかが、夫婦の離婚後の適応を左右します。

日本では、別れたパートナーへの分かちがたい思 いを「未練」という言葉で表現することがあります。 別れたパートナーへの未練が拭えない者を「未練が ましい奴上と揶揄することがありますが、アタッチメ ント理論からすると、未練がましいことはごく自然な ことです。元パートナーとの絆を断ち切る過程はデ タッチメント (脱愛着) と呼ばれますが、これは緩や かにしか進行しないと言われています。そして、デタッ チメントは喪 (mourning) の過程であり、そこでは 時に怒りや抗議行動がみられます。離婚によって配 偶者と法的に他人になると頭ではわかっていながら も、いざ別れが現実のものになると、急に攻撃的に なったりストーキングを行ったりするのはアタッチメ ント対象への抗議反応かもしれません。離婚の作業 が困難なのは、ひとつには離婚に伴う対象喪失に対 処しなければならないからです。

# 4 アタッチメントからみた離婚と子ども

総じて言えば、親の離婚というのは、子どもにとって、転居や転校、地域や友だちの変化、そして拡大家族(祖父母など)との付き合い方等生活全般にわたる変化が強いられるストレス体験です。これらは、子どもにとって安心の基地や安全な避難所を失う脅威となる事態であり、容易にアタッチメント・システムが活性されやすい状況と言えます。ですから、子

どもに対しては、親の離婚に伴うアタッチメント不安、 特に対象喪失による傷つきを最小にする周囲の配慮 が望まれます。

親の離婚の子どもへの影響をアタッチメントの 視点から調べた研究はあまり多くはありませんが、 Feeney and Monin(2016)は次のようにまとめて います。

子どもが乳幼児や児童期の場合、①離婚経験のない母親は離婚した母親よりも子どもへの感受性や応答性に優れている。②別れた父親が子どもと宿泊を伴う面会交流を繰り返すと、養育者である母親と乳児のアタッチメントにはマイナスになるが、子どもにとって安心の基地となっている機能的な母親は、子どもが父親と宿泊付きの面会交流を行っていても、アタッチメントの安心を提供できる。③父親の面会交流にさいして、子どもに心理的な保護や安心感を与えられる母親は、子どもと父親との安定したアタッチメントを促す。

子どもが思春期以降の場合、①子どもは親の離婚によって不安定型のアタッチメント・スタイル、しかもD型かアンビヴァレント型になる傾向がある。②親の再婚は子どものアタッチメントに必ずしもマイナスではない。③離婚そのものよりも両親の良好な関係が重要である。④親の離婚決定に関与しなかったと感じる若者のほうが安定したアタッチメントである。⑤親の離婚決定に関与し、そのとき怒りを感じた若者はD型の得点が高い。⑥男子より女子に不安定型が多くみられる。

これらの研究成果は、親の離婚による否定的な影響を最小限にするための子ども支援のポイントを私たちに教えてくれます。

以上のように、アタッチメント理論は、離婚の要因、 背景、メカニズム、離婚後の夫婦の適応、子どもへ の影響など、離婚に関する多方面の問題について、 包括的な説明概念を私たちに提供してくれるのです。

注1 以下D型と表記します。

#### マ献

Bowlby, J. (1969; 1982). Attachment and Loss, New York: Basic Books. Vol. 1 (黒田実郎、大場蓁、岡田洋子、黒田聖一(訳)「母子関係の理論 I 愛着行動(改訂版)」岩崎学術出版社、1991).

Feeney, B. C., & Monin, J. K. (2016). Divorce through the Lens of Attachment Theory. J. Cassidy & P. Shaver (Eds.), Handbook of Attachment, Third edit. New York: Guilford.

Hazan, C., & Shaver, P. (1987). Romantic Love Conceptualized as an Attachment. Journal of Personality and Social Psychology, 52(3), 511-524.

# 多くでは、みんなの暮らしに役立っています。

























宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、 災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。





-般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

